

円山リゾートエリア再生可能エネルギー  
転換促進調査業務

仕 様 書

令和4年5月

岩 内 町

# 円山リゾートエリア再生可能エネルギー転換促進調査業務仕様書

## 1 業務名

円山リゾートエリア再生可能エネルギー転換促進調査業務（以下「本業務」という。）

## 2 目的

岩内町では岩内市街地及び積丹半島、日本海、泊原子力発電所を一望することが出来る岩内岳山麓の円山エリアにおいて、大規模な国際リゾート開発が計画されており、将来的な訪日外国人の増加に伴う新千歳空港国際線の増便、北海道新幹線の延伸、北海道横断自動車道の整備など、広域交通アクセス網の整備により交流人口が着実に増加し、世界から注目を集める事が見込まれており、岩内町に賦存する地熱や温泉熱等の再生可能エネルギーを活用したリゾート開発計画を推進することで、SDGs に貢献し、世界にも発信しうる脱炭素型観光振興事業モデルとして、好循環型地域の形成を目指している。

また、岩内町は、これまで原子力発電所立地地域としての役割を長年担ってきたが、今後、単一のエネルギーに依存すること無く、多様なエネルギー構造の検討により、平常時は脱炭素社会の達成に寄与しつつ、災害時には安全で安心なエネルギー供給体制を構築し、新たなリゾート開発とも併せた開発を推進することで、エネルギー構造高度化の理解促進に向けた、継続的・段階的な地域住民のコンセンサスの醸成を目指している。

そこで、賦存する再生可能エネルギーを最大限活用して地場産業の活性化に貢献するプロジェクトの構築を目指し、平成 29 年度より「円山リゾートエリア再生可能エネルギー転換促進調査事業」を実施し、温泉熱エネルギーの有効活用に向けた検討を進めてきた。

令和 4 年度においては、温泉熱を有効活用するための設備の詳細設計を進めるほか、既存の設備の省エネ化調査と、持続的に温泉熱を有効活用するための再エネ活用マスタープラン策定調査を実施する。

## 3 業務期間

契約締結日から令和 5 年 2 月 28 日（火）まで

## 4 履行場所

岩内町内全域

## 5 業務内容

本業務の内容は、以下に示される事項である。

### 第 1 章 再エネシステム（排湯利用HP）詳細設計検討

#### (1) 温泉供給・再エネ利用・集中管理システム詳細設計

##### (1)-1. 温泉配管設計

##### (1)-2. 再エネ施設（高温水・温泉水・排湯利用施設）設計

- (1)-3. 集中監視・自動制御システム検討
  - (2) 温泉施設側熱利用設備詳細設計
    - (2)-1. 現況システム調査
    - (2)-2. 各施設の熱利用システム検討
    - (2)-3. 各施設における排湯システム検討
    - (2)-4. 機械設備、配管設備、電気設備設計
  - (3) 既存温泉井現状把握及び水中ポンプ省エネ最適化調査
    - (3)-1. 5号井省エネ最適化調査（水中ポンプ引揚・点検）
    - (3)-2. 9号井省エネ最適化調査（水中ポンプ引揚・点検）
    - (3)-3. 3号井再利用可能性調査
- 第2章 いわない温泉等における再エネ活用マスタープラン策定調査
- (1) いわない温泉における再エネ活用型温泉及び高温水供給事業マスタープラン策定
    - (1)-1. 事業スキーム・運用スケジュール検討
    - (1)-2. 資金調達及びキャッシュフロー検討・事業目標設定
    - (1)-3. 集中監視方法及び自動制御・運用管理方法の検討
    - (1)-4. 温泉管理方法及び管理体制の整理
  - (2) 町内再エネ活用水平展開調査
    - (2)-1. 町内需要家調査（FS調査）
    - (2)-2. 町内再エネシステム調査
    - (2)-3. 再エネ活用拡大可能性検討
    - (2)-4. 適用可能なシステム及び事業スキーム提案
  - (3) いわない温泉エリアブランディング調査
    - (3)-1. PR体制の構築及び円山連携会議の実施
    - (3)-2. いわない温泉商材開発
    - (3)-3. 対外的PR実施
    - (3)-4. 先進地視察

## 6 打合せ

本業務を推進していくうえで適宜、有望な再エネプロジェクトの事業関係者と岩内町による検討委員会又は検討会議を実施し、事業の具体化に向けて円滑に推進していくこと。

## 7 完成検査

受託者は、業務完了報告書を提出する際には、事前に契約書類及び仕様書にて義務付けられた資料の整備をすべて完了し、町に提出しなければならない。また、町の立ち会いのもと、完成検査を実施するものとする。検査の結果及び成果品納品後に不備及び誤りが発見された場合、受託者速やかに修正しなければならない。

## 8 成果品の帰属

本業務の成果品に係る権利は、すべて町に帰属するものとし、受託者は、町の承認を受け

ないで成果品の全部または一部を他に使用し、貸与し、又は公表してはならない。

## 9 成果品の提出

成果品は、下記の内容とする。

- ① 報告書及び概要版 報告書 4 部、概要版 10 部
- ② 上記①のデータを保存した電子媒体（CD-R 又は DVD-R 等） 2 枚

## 10 指示監督

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は町と常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者がすべて議事録に記録し相互に確認すること。

## 11 資料の貸与

業務の実施において必要となる町所有の関連図書、関係資料等は、町が貸与するものとする。資料等の貸与を受ける場合は、そのリストを作成し、貸与された資料については、必要がなくなった時点又は業務完了時にすべて返却するものとする。

## 12 守秘義務

受託者は、業務に関して本町から示された資料・情報及び本業務の遂行を通じて取得した資料・情報を漏洩してはならない。

## 13 その他

受託者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに町と協議し、業務を遂行することとする。

なお、本業務の実施において、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。受託者は、当該項目について疑義があるときは本町と協議することができる。

以上